第

1215

READAS

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 1 2月 1 1日 金曜日

뮥

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

^企屋敷内にある果樹の評価

Q:私は父から居住用宅地を相続しました。 その宅地内には父が生前植えた柿と栗の木が あり、毎年実がなっています。

ところで、庭木は庭園設備として評価する と聞いたのですが、屋敷内にある果樹はどの ように評価するのでしょうか。

A:屋敷内にある果樹等でその数量が少なく、かつ収益を目的として所有するものでないものについては、評価しません。

【解説】

庭園設備といっても、天下の名園とされるものから、一般の家庭にある庭の設備まであります。課税の対象となる庭園とは、相当高額な客観的価値を有するものをいい、一般の家庭にある庭の設備までを積極的に評価して相続税や贈与税の課税対象とする趣旨ではありません。

したがって、庭石や燈籠などの設備があり、 庭園といわれるような庭にある果樹等で、庭 園設備を構成するものについては、果実を生む果樹としてではなく、庭園設備を構成するもの 一般の家庭にある庭の果樹等は、通常、数量 も少なく、収益目的でもないので、庭園設備 としてではなく、果樹等として評価すること になるものの、その価額は極めて少額と認め られるので評価しないことになっています。







